

## 令和7年度事業計画

はじめに

当共済会は、鹿沼市内及び市周辺の中小企業の勤労者とその家族を対象に、勤労者福祉と労働意欲の向上のため、健康でゆとりある生活が実感できるよう総合的な福利厚生事業を実施しています。

国内外で様々な問題が生じ、先の予測がつきづらい社会情勢が依然として続き、中小企業の経営にとっても大変厳しい状況となっています。

その中、当共済会では、入退会による会員の増減はありますが、トータルでは会員数の横ばい状態を堅持しています。

今後は、当共済会の強みと弱みを理解し、他の団体との連携・統合等も踏まえ、団体の今後の運営の在り方を検討しながら、デジタル化時代への対応を引き続き前向きに進めていきたいと考えています。

前年度は、サービスの多様化及び財務内容の改善を進めつつ、会員拡大につなげる試みを実施し、さらに、関東管内の他のサービスセンターの業務内容も含めて分析・調査し、当共済会のサービスセンターとしての役割、位置付け等を再確認しています。

今年度は、引き続き、会員によって、より身近なサービスセンターとしての機能を高めつつ、安定した経営基盤の構築を目指していきます。

### 1 自己啓発及び余暇活動に係る事業

会員と同居の家族が、ゆとりある生活を実感していただけるよう各種事業を展開します。

#### (1) 自己啓発事業

##### ア 各種指定講座等受講助成

会員が、ガイドブックに掲載された通信講座で受講料が1万5,000円以上の講座を受講し、終了した場合は、受講料の一部を助成します。

##### イ 国家資格取得費助成

会員が業務上必要な国家資格等（普通自動車運転免許・二輪免許は除く。）を取得した場合に、個人又は事業所に対し、1会員当たり年1回5,000円を助成します。

なお、事業所が取得費用の全額を負担した場合は、事業所に対し助成します。

ウ 鹿沼市民文化センター友の会への入会

当団体のサービスの在り方の見直しを進める中、サービス内容の費用対効果を考慮し、引き続き令和7年度も休会します。

(2) 余暇活動事業

ア バスツアーやレクリエーション等の実施（年5回程度予定）

バスツアーは、公募・選定した結果、次に掲げる事業を予定しています。負担内容の見直しにより予算内でのツアーの開催数を4事業から5事業に増やします。

- ・さいたま造幣局・鉄道博物館・首都圏外郭放水路（7月31日（木））
- ・筑波宇宙センターと道の駅常総（9月28日（日））
- ・三島スカイウォーク・松茸釜飯・みかん狩り（11月16日（日））
- ・東京ディズニーシーツアー（12月7日（日））
- ・柴又七福神めぐり・東京スカイツリー（令和8年1月10日（土））

イ 宿泊施設利用助成

国内外で会員の宿泊施設利用について、5,000円以上の宿泊施設の利用に対し3,000円（年1回）宿泊料金を助成します。

ウ 日帰り旅行の助成

会員が、旅行業者等の主催する日帰り旅行に参加した場合に、参加費5,000円以上の旅行に対し2,000円（年1回）旅行費用を助成します。

また、「フレンドリーかぬま」に掲載する会員旅行業者主催のバスツアーについて、会員及び同居の家族が参加する場合は、会員本人1,000円、同居の家族500円（1ツアー先着10人まで）旅行業者に対し補助券を発行して参加費の一部を助成します。

エ 社員旅行等助成

事業所が費用の全額を負担した社員旅行等について、会員1人当たり日帰り500円、宿泊1,000円（年1回）を事業所へ助成します。

オ 催し物のチケット割引斡旋

催し物のチケットを割引斡旋します。

カ 会員事業者の拡大及び全国展開するサービスの活用

会員サービスは、地域密着のサービスと全国展開するサービス

を当共済会のサービスの両輪として、進めていきます。

一つ目には、引き続き会員事業所と提携し、割引協力を推進する店舗数の増加に努め、地域密着のサービスの充実を図ります。

二つ目には、民間福利厚生提供会社のリロクラブを利用し、第2のホームページ「フレンドリーかぬまプラス」を使ったインターネットサービスによる割引チケットの購入、施設の割引利用の幅などサービス内容を広げていきます。

キ ディズニーリゾートコーポレートプログラムに加入し、団体特別契約を締結して入場料（助成金1会員当たり年1,000円券を4枚）の助成を行います。

## 2 健康維持増進に係る事業

会員が、健康に働き続けられるよう各種事業を展開します。

### (1) スキー場リフト券購入の助成（契約スキー場）

スキー場のリフト券助成として、1会員当たり1枚500円の割引券を年10枚まで発行します。

### (2) 健康診断等受診料助成

#### ア 生活習慣病予防健診

35歳以上が対象となる生活習慣予防健診について、会員が総額5,000円以上を自己負担した場合に限り、負担額に応じて会員本人に助成します。その詳細は、下表のとおり。

健診の種類	対 象	助成金
一般検診及び付加健診 (会員本人負担部分のみ)	① 会員本人（本人負担が5,000円以上10,000円未満）	2,000円
	② 会員本人（本人負担が10,000円以上）	5,000円
②の場合で、年度末年齢40歳・50歳・60歳の会員（節目健診）		10,000円

#### イ 人間ドック・脳ドック

会員が人間ドック又は脳ドックの費用を自己負担した場合に限り、負担額に応じて下表のとおり会員本人に助成します。ただし、ア及びイのいずれか一つの助成となります。

会員本人の自己負担額	助成額
① 5,000円以上10,000円未満	2,000円
② 10,000円以上	5,000円
②の場合で、年度末年齢40才・50才・60才の会員（節目健診）	10,000円

#### ウ インフルエンザ予防接種料助成

接種料金が2,000円以上のインフルエンザ予防接種に限り助成し、また、事業所が全額負担した場合は、会員1人につき500円を事業所へ助成します。

#### エ 健康補助品等配布

全会員への還元事業として、提携店舗を増やしつつ、健康補助品等配布事業を実施します。実施に当たり、会員に配布する物から価格の変動が大きい米を除外し、米については、予算の範囲内で、新米の収穫期に価格補助により販売します。

#### オ 飲食品等購入助成

会員事業所の協力を得て、会員限定で販売する飲食品等の種類等を増やし、購入料金の一部を助成します。

また、引き続き市内のゴルフ場で使えるゴルフ補助券を発行し、会員サービスの拡充を図ります。

### 3 生活安定に係る事業

会員が、安定した生活を送れるよう各種事業を展開します。

#### (1) 給付事業

会員が、安心して働ける環境づくりのために、祝金以外は一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会（全労済協会）と「自治体提携慶弔共済保険」を契約し、給付事業を行います。

## (2) 給付内容

給 付 事 由				共済保険金額 (単位：円)
死亡保険金	会員本人	不慮の事故により死亡した場合		80,000
		疾病により死亡した場合	71歳未満	80,000
			71歳以上	40,000
重度障害・後遺障害保険金	会員本人	不慮の事故により後遺障害の状態となった場合		3,200～ 80,000
		疾病により重度障害の状態となった場合	71歳未満	80,000
			71歳以上	40,000
傷病休業保険金	会員本人	傷病により右の期間を休業した場合	14日以上	10,000
			30日以上	15,000
			90日以上	20,000
死亡弔慰金	会員の配偶者が死亡した場合			30,000
	会員の子が死亡した場合（妊娠7か月以上の死産を含む。）			10,000
	会員の親が死亡した場合（義・養・継父母を含む。）			5,000
	会員の同居親族が住宅災害により死亡した場合			20,000
住宅災害保険金	火災等 (火災、落雷、破裂、爆発、飛行機の墜落、車両の飛び込みその他をいう。)による	会員の居住する建物・家財の損害の程度が右の割合となった場合	50%以上	200,000
			30%以上	140,000
			50%未満	
			20%以上	100,000
			30%未満	
	自然災害による	会員の居住する建物の損害の程度が右の割合となった場合	70%以上	60,000
			20%以上	30,000
			70%未満	
		20%未満	6,000	

		会員の居住する建物の床上 浸水	12,000
祝金	結婚祝金	会員が結婚した場合	10,000
	出生祝金	会員に子が出生した場合 (流産、死産及び生後14 日以内の死亡を除く。)	10,000
	入学祝金	会員の子が小学校に入学し た場合	5,000
		会員の子が中学校に入学し た場合	5,000
	二十歳の祝 金	会員が満20歳に達した場 合	5,000
	還暦祝金	会員が満60歳に達した場 合	10,000

### (3) 団体契約保険

全福センターを通じ、又は保険会社との団体契約を積極的に進め、会員が割安な金額で保険に加入できるようにします。

- ・全福ネット入院あんしん保険
- ・ずーっとあんしん共済
- ・フレンドリーかぬま生命共済
- ・フレンドリーかぬま弔慰金

### (4) 中小企業退職金共済事業本部からの委託業務

会員事業所に対し、中小企業退職金制度の加入についての復託業務を推進していきます。

### (5) 独立行政法人中小企業基盤整備機構からの委託業務

会員事業所に対し、小規模企業共済制度の加入についての復託業務を推進していきます。

## 4 その他共済会の目的達成に必要な事業

### (1) 広報活動

会報紙『フレンドリーかぬま』を原則年6回発行するほか、年度当初に「年度版ガイドブック」を会員に配付し、ホームページを活用しながら福利厚生事業内容の周知及び各種制度の利用の向上を目指します。

また、令和4年11月から開始したLINE（ライン）では、

2年経過し、着実に登録者が増えており、サービス等の周知等に引き続き活用していきます。

(2) 物品あっせん補助

会員の生活安定と健康維持のために必要となる物品の種類を増やし、随時あっせんするとともに、購入料金の一部を助成します。

(3) 会員の拡大

ア 事務局職員による未加入事業所の勧誘訪問を必要に応じて随時実施し、会員拡大に努めます。また、福利厚生制度の拡充が必要な市の職員等の加入促進を働きかけていきます。

イ 会報誌、加入案内パンフレット、ガイドブックやホームページ等の様々な広報媒体や会合等の機会を活用し、知名度の向上と加入促進を図ります。

ウ 会員及び会員事業所による紹介・加入促進月間運動を展開します。

(4) 他の共済会等の連携

ア 一般社団法人全国中小企業勤労者福祉サービスセンター（以下「全福センター」という。）を通じて、他の共済会との情報収集・交換を図ります。

イ 全福センター関東ブロック協議会等（特に、関東5地区の群馬・栃木・茨城の3県）で更なる情報交換を行い、割引施設などの共同化を図りサービス向上に努めます。

ウ 栃木4共済会（小山・栃木・両毛地区・鹿沼）の合同事業を行うなど連携を強化し、4共済会のスケールメリットを生かした福利厚生事業の展開を図ります。

(5) その他

ア 公益財団法人としての公益性と安定した財政基盤の確立とのバランスをとりながら、サービスを受ける会員及びサービス提供を行う事業所をさらに拡大し、幅広い事業の展開に努めていきます。

イ 長期視点に立ち、鹿沼商工会所等との連携・協議を行いながら、今後の当共済会の運営等の在り方を検討していきます。

ウ デジタル化を推進し、幅広い世代の会員が利用しやすいよう会員サービスの見直しに努めていきます。

## 5 収益事業

### (1) あっせん手数料等

ア 生活の安定と健康維持のため、必要となる物品を随時斡旋します。その際に、内規に基づき、物品納入事業者から一定の手数料を徴収します。

イ 折込みチラシの募集、受託プレイガイドを活用して、収益の増加を図ります。